

2023年5月8日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 海外旅行保険等の取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の位置づけが「五類感染症」に変更されたことに伴い、海外旅行保険等の取扱いを以下のとおりといたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 商品上の取扱い

海外旅行保険等について、感染症法上の一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、指定感染症(\*1)、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症(\*2)は、「責任期間終了後30日以内に治療開始した場合（死亡保険金については、死亡された場合）」が保険金のお支払い対象となります。

新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更されたことにより、上記の感染症に該当しなくなるため、契約始期日に関わらず、上記の感染症以外の疾病と同様、「責任期間終了後72時間以内に治療開始した場合（死亡保険金については、責任期間終了後72時間以内に治療開始し、責任期間終了日を含めて30日以内に死亡された場合）」がお支払い対象となります。

(\*1) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限りします。

(\*2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。


## 2. 対象商品

商品	特約
海外旅行保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病死亡保険金支払特約</li> <li>・ 治療・救済費用担保特約</li> <li>・ 疾病治療費用担保特約</li> <li>・ 指定感染症追加担保特約</li> </ul>
海外旅行傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人研修生特約 (*3)</li> <li>・ クレジットカード用海外旅行傷害保険特約 (*3)</li> <li>・ 賠償責任危険担保条項、携行品損害担保条項、疾病治療費用担保条項および海外旅行保険特約に関する特約 (クレジットカード用海外旅行傷害保険特約用)</li> <li>・ 指定感染症追加担保特約</li> </ul>
学校旅行総合保険	感染症追加担保特約 (*3)

(\*3) 補償対象となる「治療開始までの期間」が「責任期間終了後48時間/14日」等、上記「1. 商品上の取扱い」とは内容が一部異なります。

### 【保険金のご請求について】

保険金のご請求につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

クレジットカード用海外旅行傷害保険(*4)	各クレジットカード会社がお案内しているお問い合わせ先		
クレジットカード用海外旅行傷害保険(*4)以外	日本国内	日本国内保険金ご請求・ 受付フリーダイヤル 受付時間：24時間365日	 0120-789-133
	日本国外	東京海上日動海外総合 サポートデスク 受付時間：24時間365日	海外旅行保険あんしんガイド(*5)をご確認ください。

(\*4) 「クレジットカード用海外旅行傷害保険特約」をセットしているご契約をいいます。

(\*5) 2020年4月1日～始期契約

(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/>)

※本対応のほか、この度の新型コロナウイルスに関連した情報は、弊社ホームページ ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)) に詳しく掲載しております。

以上  
07ut-GJ05-23003-202304